

豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭用燃料電池システムの普及を促進することにより、民生家庭部門における温室効果ガスの削減を推進するため、家庭用燃料電池システムの設置に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象システム)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる家庭用燃料電池システム（以下「対象システム」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定する家庭用燃料電池システムであること。
- (2) 未使用品であること。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 自ら居住し、または居住しようとする市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に対象システムを設置するものであること。
- (2) 対象システムの設置工事が令和3年4月1日から令和4年2月末日の間に完了していること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする対象機器について、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 対象設備を設置する住宅が豊中市ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）普及促進補助金の申込をしていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、対象システムの設置に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。

- (1) 本体及び付属機器購入費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その額が6万円を超えるときは6万円）とする。

(交付の申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和3年2月末日（同日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日）までに、次に掲げる書類を添えて、豊中市家庭用燃料電池システム設

置補助金交付申込兼実績報告書（様式第1-1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置状態を示す写真
 - (2) 対象システムの運転中の状況を示す付属リモコンの写真
 - (3) 対象システムの設置位置を示す図面
 - (4) 対象システムの設置費に係る領収書の写し及び領収書内訳書（様式第1-2号）
 - (5) 対象システムの保証書の写し
 - (6) 申込者が対象システムを設置した住宅に居住していることを示す、「戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱」別表Aの部に掲げる書類のうち1点（有効期間の定めがある書類にあっては、有効期間内のものに限る。）の写し又は別表Bの部に掲げる書類のうち2点の写し
 - (7) 対象システムを設置する住宅が集合住宅である場合は、管理組合等当該集合住宅を管理するものの承諾書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 交付申込兼実績報告書及び前号各号に規定する添付書類の郵送方法は、書留、簡易書留その他郵便の引受けから配達に至るまでの記録が確認できる方法によるものとする。
 - 3 市に到達した日が確認できる書留等の郵送の方法により交付の申込みを行う場合は、市に到達した日をもって提出日（同日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日）とする
 - 4 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込みをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して申込みを行うことができる。
 - 5 前項の規定により行われた申込みについては、書面により行われたものとみなす。
 - 6 第4項の規定により行われた申込みは、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。
 - 7 交付申込兼実績報告書及び第1項各号に掲げる添付書類を電子情報処理組織を使用して提出する場合は、提出する情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

（交付の決定及び交付額の確定）

- 第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金交付の可否を決定し、併せて交付額を確定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金交付を決定及び交付額を確定したときは、当該申込者に対し、豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により、その決定の内容等を通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、不交付の決定の理由等を申込者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付の決定及び交付額の確定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申込みの取下げ)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、やむをえない理由により、補助金交付の申込みを取下げるときは、速やかに豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付申込取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(決定の変更等)

第9条 補助金交付決定者は、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、速やかに豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金申込等変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(交付の請求)

第10条 補助金交付決定者は、第7条第2項の規定による通知を受けたときは、豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付請求書（様式第6号）を令和4年3月末日（同日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、これらの日の翌日）までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定により交付決定した補助金の交付の決定を取消することができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他この要綱の定めに違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 前条の規定による交付の請求を行わなかったとき。
- (4) 第18条の規定による調査に応じなかったとき。

2 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定の全部または一部を取消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の支給を受けた者（以下「補助金受給者」という。）に対し、豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金返還通知書（様式第8号）により、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第13条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合の加算金及び延滞金については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の例による。

(設備の適正管理義務)

第14条 補助金受給者は、対象システムの設置が完了した日から6年を経過する日までは、適切な維持管理に努めることとし、当該システムの売却、譲渡、貸与等をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、自然災害その他補助金受給者の責めに帰することのできない理由により、対象システムが使用不能になったときまたは当該住宅の売却、譲渡等による所有権の移転があったときにおいて、豊中市家庭用燃料電池システム処分届出書（様式第9号）を市長に提出し、承認を受けた場合は、この限りでない。

(協力)

第15条 市長は、補助金受給者に対し、必要に応じて機器に関するデータの提供その他協力を求めることができるものとする。

(帳簿等の保存)

第16条 補助金受給者は、対象システムの設置に係る収入及び支出に関する帳簿等並びに証拠書類を、対象システムの設置が完了した日から6年を経過する日まで保存しておかなければならない。

(代理人)

第17条 補助金申込者は、補助金の交付に係る申込み及び申込み取下げの手續について、代理人を選任し、委任することができる。

2 代理人は、依頼された手續を、誠意をもって実施するものとする。

(調査)

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、対象システムの設置工事の状況及び設置後の稼働状況等について、調査することができる。

(その他)

第19条 この要綱の実施について、必要な事項は環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(あて先) 豊中市長

豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付申込兼実績報告書

豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申し込みします。当該補助金については、要綱の規定に合意します。また、要綱の内容が変更された場合も合意します。

記

(申込者)

フリガナ			
氏名			
フリガナ			
住所	〒 -		
電話番号	- -		
設置する 燃料電池ユニット	製造事業者名	品名番号 (型番)	
未使用品であるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
設置工事着工日	年 月 日	建物区分	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅
設置工事完了日*	年 月 日	建築区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 既築住宅

※工事完了日は次に挙げる条件を満たしてはじめて工事完了日とする。

- ・家庭用燃料電池ユニットの設置が全て完了
- ・家庭用燃料電池ユニットの竣工検査が終了

<input type="checkbox"/> 本住宅にかかるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) の補助金の申請はしません。
--

受付印	補助対象経費 (税抜き)							円
	補助対象経費 × 1 / 10 (少数点以下切り捨て)							円
	補助金交付申込額 (千円未満切り捨て)				0	0	0	円

※補助金交付申込額の上限は6万円です。

(設置場所)

設置場所の 所有状況	※該当の□に✓を記入してください。
	<input type="checkbox"/> 申込者の単独所有
	<input type="checkbox"/> 申込者以外の所有者に設置承諾済み 所有者名 ()
	<input type="checkbox"/> 申込者以外の共有者 (全員) に設置承諾済み 共有者名 ()

※代理人に委任する場合は下記の□に✓を記入してください。

- 私は、下記の者を豊中市家庭用燃料電池システム設置補助事業に係る申込等の手続きの代理人として選任し権限を委任します

(代理人)

氏名・会社名	
代表者名	
住所	
担当者 (部署、氏名)	
電話番号	

領収書内訳書

様の 年 月 日付領収書金額は 円ですが、その内、家庭用燃料電池システムの本体及び付属機器購入費に関する金額の内訳は下記のとおりです。

記

	項 目	金 額	備 考
(体 及 び 付 属 機 器 購 入 費) 家庭用燃料電池システム	燃料電池ユニット	円	[品名番号(型番)]
	付属機器	円	
	補助対象経費合計(税抜)	円	

以上の内容に間違いがないことを証明します。

年 月 日

会社名

代表者名

【注意】

- ★ 項目ごとに費用を出すのが難しい場合でも、最低限機器類と工事代金とは分けてください。
- ★ 値引きがある場合には、値引き後の金額を記入してください。
(総合計からまとめて値引きした場合でも、「燃料電池ユニット」、「付属機器」のいずれかから値引きをしたと仮定して、値引き後の税抜金額を算出してください。)

様

豊中市長

豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付決定兼交付額確定通知書

年 (年) 月 日付で申込みがありました豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金について、次のとおり交付決定及び交付額を確定しましたので、豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助事業の名称	豊中市家庭用燃料電池システム設置補助事業
補助金の名称	豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金
補助金交付確定額	_____ 円

【交付の条件】

- (1) システム設置の日から6年間は、適切な維持管理に努めることとし、当該システムを売却、譲渡、貸与等をしてはならないものとします。ただし、自然災害その他自己の責めに帰することのできない理由によりシステムが使用不能となったとき、または当該住宅の売却、譲渡等による所有権の移転があったときは、その旨を市に届け出てください。
- (2) 豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱第11条の規定に該当する事由があった場合は、豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱第12条に基づき受給された補助金を返還していただきます。

様

豊中市長

豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金不交付決定通知書

年 (年) 月 日付で申込みがありました豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金について、次のとおり交付をしないことと決定しましたので、豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助事業の名称	豊中市家庭用燃料電池システム設置補助事業
補助金の名称	豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金
不交付の理由	

年 月 日

(あて先) 豊中市長

豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付申込取下書

年 月 日付豊中市指令環政燃第 ー 号により交付決定を受けた豊中市家庭用燃料電池システム設置補助事業について、豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付申込みを取下げます。

記

(申込者)

名前	
住所	〒 ー
電話番号	ー ー
取下げの理由	

受付印

(あて先) 豊中市長

豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金申込等変更届出書

年 月 日付豊中市指令環政燃第 ー 号により交付決定を受けた豊中市家庭用燃料電池システム設置補助事業について、交付の決定の内容を変更したいので、豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

記

(届出者)

名前	
住所	〒 ー
電話番号	
変更前	
変更後	
変更理由	

受 付 印

年 月 日

(あて先) 豊中市長

豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付請求書

豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

(交付請求者)

名前	
住所	〒 —
電話番号	— —

(請求金額)

請求金額				0	0	0	円	交付確定額のとおり
------	--	--	--	---	---	---	---	-----------

(補助金の振込先)

金融機関名	
支店名	
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

様

豊中市長

豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付決定取消通知書

年 (年) 月 日付豊中市指令環政燃第 号で交付決定した豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金について、次のとおり交付決定を取消することとなりましたので、豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助事業の名称	豊中市家庭用燃料電池システム設置補助事業
補助金の名称	豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金
交付決定取消しの理由	

様

豊中市長

豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金返還通知書

年 (年) 月 日付交付請求により支給した豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金について、豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり返還するよう通知します。

記

補助事業の名称	豊中市家庭用燃料電池システム設置補助事業
補助金の名称	豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金
返 還 額	円
返 還 の 理 由	
返 還 期 限	年 (年) 月 日
返 還 方 法	同封の納付書を使用し、豊中市役所第一庁舎1階の指定金融機関窓口あるいは納付書裏面の各金融機関の本・支店で納付して下さい。

年 月 日

(あて先) 豊中市長

豊中市家庭用燃料電池システム処分届出書

豊中市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり財産処分を届け出ます。

記

(届出者)

名前	
住所	〒 —
電話番号	

補助金交付指令番号	年 月 日付 豊中市指令環政燃第 — 号						
処分の方法 (該当する項目に○)	売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
「その他」の場合は処分の方法を具体的に記入下さい							
処分の時期	年 月 日から (年 月 日まで)						
処分の理由							

受付印